

# 可児市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（変更案）に関する パブリックコメント（意見募集）の実施について

可児市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（変更案）について、次のとおりパブリックコメント（意見募集）を実施し、市民の皆さんから意見を募集します。

1 案件名	可児市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（変更案）への意見募集
2 趣旨	「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定された、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を定める計画です。 第3期計画を令和7年3月に策定しましたが、外国籍児童の増加に伴い、教育・保育事業において、認可外保育施設を含めた適切な量の見込みと保育枠の確保を行う必要があるため、数値を変更するものです。 この変更案を公表し、市民の皆さんから意見を募集します。
3 特に意見をもらい たいポイント	・保育事業（3～5歳）、保育事業（0～2歳）について、認可外保育施設を含めた計画とします。 ・幼稚園から保育園へのニーズ移行が当初見込みより加速化しているため、教育事業（3～5歳）、保育事業（3～5歳）の計画数値を見直します。
4 資料の公表の期間	令和7年12月26日（金）～令和8年1月30日（金）
5 意見募集の期間	令和8年1月9日（金）～令和8年1月30日（金）午後5時15分必着
6 資料の公表場所	1. 市政資料コーナー（市役所西館1階） 2. 子育て支援課（子育て健康プラザ mano 西棟2階） 3. 各連絡所（市内14カ所） 4. 市ホームページ（ <a href="https://www.city.kani.lg.jp/26742.htm">https://www.city.kani.lg.jp/26742.htm</a> ） ※ 1～3は、平日の午前8時30分～午後5時15分に閲覧可。 (年末年始、土・日・祝日の閲覧はできません)
7 意見を提出できる人	1 市内に在住又は在勤・在学する人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 3 本市に対して納税義務を有する個人及び法人 4 本案件について利害関係を有する個人、法人その他の団体
8 意見の提出方法	案件名、意見、氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレスなど）を記入し、次のいずれかの方法でお願いします（様式自由、別添の意見提出用紙で提出することも可）。 (1) WEB フォーム <a href="https://logoform.jp/f/kDf4I">https://logoform.jp/f/kDf4I</a> (2) 子育て支援課へ直接提出（平日の午前8時30分～午後5時15分） (3) 郵送（ハガキを含む） (4) ファクス (5) 電子メール（電子メールの件名を「可児市子ども・子育て支援事業計画（第3期・変更案）に対する意見」としてください。） ※ 意見の文字数が1,000字を超える場合は、意見の要旨を添付してください（要旨が添付されない場合は、当課で要約した意見を公表します）。 ※ 電話や口頭による意見は受け付けません。 ※ 意見に対する個別回答はいたしませんので、予めご了承ください。
9 結果の公表	・提出された意見は、氏名・住所などの個人情報を除き、原則として公開します（記載いただいた個人情報は利用目的以外には利用しません）。 ・意見等に対する市の考え方については、令和8年2月下旬頃に市ホームページ等で公表します。
10 問合せ及び提出先	〒509-0209 可児市下恵土一丁目100番地 子育て健康プラザ mano 可児市役所 こども健康部 子育て支援課 子育て政策係 電話 (0574) 62-1111 内線5542 ファクス (0574) 66-1005 E-mail <a href="mailto:kosodate@city.kani.lg.jp">kosodate@city.kani.lg.jp</a>